

平成 26 年 7 月 1 日

各 教 室 主 任 殿

医学系研究科長
金 田 安 史

リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業平成 27 年度分参加者募集について（通知）

標記のことについて、理事・副学長（国際交流担当）より独立行政法人日本学術振興会(JSPS)のホームページに掲載された旨通知がありましたので、貴教室関係者へ周知願います。

電子申請には事前に ID・パスワードの取得が必要となりますので、別添「大阪大学における日本学術振興会国際交流事業電子申請手続き（参考）」を参照の上、手続きに遺漏のないよう、併せて周知願います。

なお、日本に永住を許可されている外国人のみ、申請にあたっては下記添付書類を JSPS へ郵送にて提出することとなっておりますので、必要部数に写し一部を加えて国際交流課に提出願います。

記

事業名	申請 方法	国際交流課 当初提出期限 (厳守)	国際交流課 修正版提出期限 (厳守)
リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業 http://www.jsps.go.jp/j-lindau/index.html	電子申請 ＋ 添付書類 (日本に永住を許可されている外国人のみ) 【注】	平成 26 年 8 月 18 日 (月)	平成 26 年 8 月 26 日 (火)

※当初提出期限後、国際交流課で内容をチェックの上、修正依頼を申請者に行います。

※ やむを得ない事由により、当初提出期限に申請書提出が間に合わない場合は、下記担当あて提出可能日を連絡願います。この場合、学振の提出期限等の状況により、十分な内容チェックができないことがあるので、予め了承願います。

※ 国際交流課による電子申請システムの提出処理は、平成 26 年 8 月 29 日 (金) 12 時です。

【注】添付書類とは

在留資格の明記された住民票の写し又は住民票記載事項証明書等日本に永住を許可されていることを証明する書類正本 1 部

【担当】

国際交流オフィス国際交流課

国際交流推進係 檜原（内線：7163）

E-mail：kokusai-koryu-suisin@office.osaka-u.ac.jp

大阪大学における日本学術振興会国際交流事業電子申請手続き (参考)

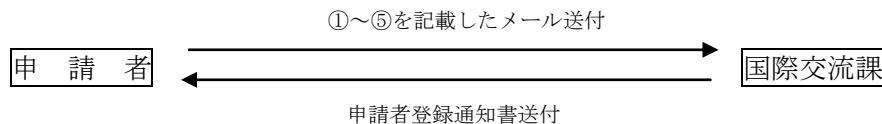
ー全部電子申請ー

1. 日本学術振興会国際交流事業用 ID・パスワードの取得について

国際交流事業用の ID・パスワードは、科学研究費補助金事業用のものとは異なります。日本学術振興会国際交流事業を申請する場合には、国際交流事業用の ID・パスワードが必要になります。一度取得した ID・パスワードは年度を越えて利用できます。

以下の項目を必ず記載し、国際交流課国際交流推進係(kokusai-koryu-suisin@office.osaka-u.ac.jp)にメールしてください。後日、日本学術振興会発行の申請者登録通知書をメールにて送付いたします。

- ① 部局名(正式名称)
- ② 職名 (労働条件通知書に記載の職名などを確認して正確に記入)
- ③ 氏名(漢字等)
- ④ 氏名ローマ字(姓は大文字)
- ⑤ 研究室電話番号(市外局番から記入)



2. 申請書【申請内容 (Word) と申請書情報 (Web)】の作成について

申請書は【申請内容 (Word) と申請書情報 (Web)】から構成されます。

申請内容 (Word) については、ID を取得する前でも募集要項からダウンロードし、事前に作成できます。

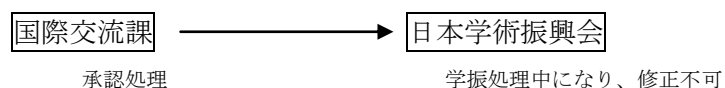
申請書情報 (Web) については、ID・パスワード取得後に入力可能となります。

3. 申請書【申請内容 (Word) と申請書情報 (Web)】の送付から承認までの流れ

①「申請者向け操作手引」<http://www.shinsei.jsps.go.jp/docs/manual1ko.pdf> を参照のうえ、申請者用の ID・パスワードで日本学術振興会電子申請システムに接続し、申請書を作成してください。

②事業ごとに定めている 国際交流課の締切 までに日本学術振興会の電子申請システムで申請登録を行ってください。

③国際交流課が電子申請システムに接続し、申請者が申請登録を行った申請書 (PDF) の内容をチェックし (修正が必要な場合には申請者にメールにて連絡、CC:該当担当部局)、電子システム上で 承認処理 を行います。(国際交流課が承認処理をするまでは、修正可能です。)



④JSPS へ電子申請システムで提出後、国際交流課から各部局に申請書を学内便にて送付します。

*** 国際交流課が電子システム上で、承認処理を行った時点で、日本学術振興会に最終的に申請書を提出したことになります。**

また、上記手続き完了後は、申請者が申請書の内容を変更することは一切できません。